

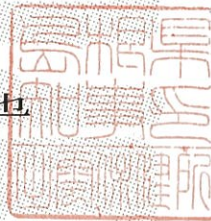
許可番号 03220022287

産業廃棄物処分業許可証

住所 出雲市知井宮町138番地3
名称 出雲土建株式会社
代表取締役 石飛 裕司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和4年8月20日

許可の有効年月日 令和9年8月19日

1. 事業の範囲

事業の区分 破碎（移動式を含む。） 以下余白

産業廃棄物の種類

木くず、ガラスくず等、がれき類 以上3品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成9年8月20日新規許可
- (2)取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成13年12月25日変更許可
- (3)破碎する産業廃棄物の種類の追加により平成15年8月4日変更許可
- (4)令和4年8月19日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

- ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する廃棄物の種類：ガラスくず等、がれき類
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：出雲市芦渡町字廻田2409番1外（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成9年8月20日
- ・処理能力：170t/時間、8時間稼働、1,360t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成14年2月6日、廃第31号（届出受理）

(2) 破碎施設

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：出雲市下古志町字奥分1819番35
- ・設置年月日：平成13年12月13日
- ・処理能力：15.85t/時間、8時間稼働、126.8t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成13年8月16日、廃第24号の3

以下余白